（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第十条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二項」を「第七項」に改める。

第二条第一項中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

（弁理士法施行規則の一部改正）

第十一条　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四号中「の」を「以下この号において同じ。）第一項の」に改め、「提出」の下に「又は特許登録令第三十条第二項若しくは第三項の規定による期間の延長の請求」を加え、同条に次の一号を加える。

五　第一号から第三号までに掲げる登録の申請の補正

附　則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項の規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日　　経済産業大臣　林　幹雄

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号及び第四条中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

様式第一を次のように改める。

「様式第１　略」

附　則

この省令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

様式第１

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号
住　所
氏　名　印
電話番号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第７条第１項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　法第７条第２項に掲げる書類各１通並びに申請書（別紙を含む。）の写し及び法第７条第２項第１号の書面の写し各２通を添付する。

（別紙）

特例中小企業者	会社所在地			
	会社名			
	代表者の氏名			
	設立日	年　月　日		
	資本金の額又は出資の総額（＊）	円		
	株式上場又は店頭登録の有無（＊）	ア　株式を上場又は店頭登録している。 イ　株式を上場又は店頭登録していない。		
	主たる事業内容(＊)			
	総株主又は総社員の議決権の数（＊）	個	常時使用する従業員の数（＊）	人
旧代表者	住所			
	氏名			
	代表権の有無（＊）	あり　／　なし（退任日　年　月　日）		
後継者	住所			
	氏名			
	電話番号			
	保有議決権数及び割合（＊）	個（　%）		
	合意の対象とした株式等を除いた保有議決権数及び割合(＊)	個（　%）		
	旧代表者との続柄			
後継者以外の推定相続人	目録記載のとおり。			
合意の内容	合意日	年　月　日		
	合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日又は期間	年　月　日　～　年　月　日		

チェック欄	合意をした事項			添付書類
	合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。			
	法第４条第１項第１号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数	個	
	法第４条第１項第２号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数及び価額	個 円	